

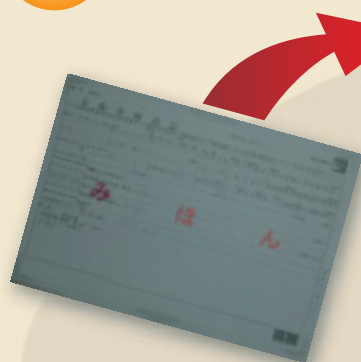
平成20年11月4日から 自動車検査証（一部）、一時抹消登録証明書が 変わります。

平成18年5月に公布されました改正道路運送車両法の施行により、平成20年11月4日から登録識別情報制度が始まります。

登録識別情報制度を利用する自動車の『自動車検査証』の記載事項が一部変更され、『一時抹消登録証明書』に代わって『登録識別情報等通知書』が交付されます。

自動車検査証

新様式



所有者の氏名又は名称及び住所欄が無くなります。

備考欄に自動車検査証が発行された時点の所有者情報が表示されます。

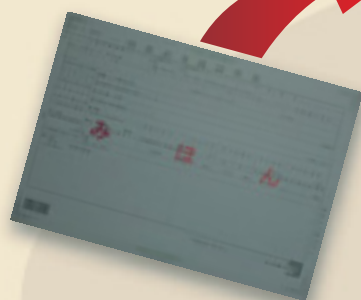
また、継続検査等により自動車検査証が更新される際、最新の所有者情報に更新されます。

新様式の自動車検査証は、所有者と使用者が異なる自動車であって、新規登録、変更登録、移転登録の際、所有者が登録識別情報の通知を受ける場合に使用者に交付されます。

（所有者と使用者が同一の自動車や所有者と使用者が異なる場合であっても所有者が登録識別情報の通知を希望しない場合は、自動車検査証の様式に変更はありません。）

一時抹消登録証明書

登録識別情報等通知書（新様式）



使用者の氏名又は名称及び住所並びに使用の本拠の位置欄が無くなります。

従来の『一時抹消登録証明書』は廃止され、新様式の『登録識別情報等通知書』が一時抹消登録をした自動車の全ての所有者に交付されます。

中古新規登録、輸出・解体の届出、所有者変更記録の際には、この『登録識別情報等通知書』（すでに『一時抹消登録証明書』の交付を受けている場合は、『一時抹消登録証明書』を提出していただきます。）

登録識別情報制度、対象となる自動車、その他詳しい内容は裏面をご覧ください。

登録識別情報制度について

制度の概要

リース自動車、所有権留保付き自動車など所有者と使用者の異なる自動車は、所有者の氏名又は名称、住所の変更や合併などが行われ、所有者が変更登録又は移転登録をする際、使用者は同時に自動車検査証を提出して自動車検査証の所有者欄の記載事項変更を申請する必要があります。

このため、自動車の所有者だけに変更があるのに、多数の使用の方の方に手続きの必要が生じておりましたが、今回の制度改正で、自動車の所有者が希望した場合には、『登録識別情報』が通知されることにより、新規登録、変更登録、移転登録の際に交付する自動車検査証の所有者欄を削除することで、使用者の自動車検査証の記載変更申請を不要とすることが出来るようになりました。

通知された『登録識別情報』は、次の変更登録（所有者の氏名又は名称若しくは住所の変更のみ）、移転登録の際、所有者が国に提供することで、所有者からの申請であることをさらに確認することができる制度です。

制度の対象となる自動車

所有者と使用者が異なる自動車であって、『登録識別情報』の通知を希望する所有者の自動車の対象となります。（所有者と使用者が同じ自動車や所有者と使用者が異なる場合であっても所有者が『登録識別情報』の通知を希望しない場合は、本制度の対象外のため、自動車検査証の様式に変更はありません。）

なお、一時抹消登録については、全ての所有者に『登録識別情報』を通知します。

登録識別情報の通知方法

新規登録、変更登録、移転登録に係る『登録識別情報』は、国が運営する『登録識別情報通知提供サービス』にインターネットを利用してアクセスすることにより通知を受けます。

また、一時抹消登録に係る『登録識別情報』は、『登録識別情報等通知書』（書面）により通知します。

登録識別情報の提供方法

通知を受けた『登録識別情報』は、次の変更登録（所有者の氏名又は名称若しくは住所を変更する場合に限ります。）、移転登録の際、『登録識別情報通知提供サービス』にアクセスすることにより国に提供します。また、OCRシート（申請書）に記入することにより提供することも可能です。

なお、『登録識別情報』が通知されている自動車については、『登録識別情報』を提供しなければ次の登録はできません。

また、中古新規登録の際には、『登録識別情報等通知書』を国に提出することにより提供します。

自動車検査証の備考欄の所有者情報について

『登録識別情報』を通知中の自動車が、記載変更を伴わない変更登録、移転登録により所有者の氏名又は名称若しくは住所が変更された場合、その後の継続検査、構造等変更検査、自動車検査証再交付、自動車検査標章再交付、記載変更（使用者の氏名又は名称等）、変更登録（所有者の氏名又は名称若しくは住所以外の変更）、番号変更が申請された際に交付される自動車検査証の備考欄には、最新の所有者情報が表示されます。

制度開始前に登録された自動車の取扱いについて

平成20年11月3日までに登録された所有者と使用者が異なる自動車についても、所有者が『登録識別情報』の通知を希望した場合、その後に行われる継続検査、自動車検査証再交付などの際に、所有者欄を削除した自動車検査証が交付されます。